

計画作成年度	令和3年度
計画主体	北海道留萌郡小平町

## 小平町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 北海道留萌郡小平町役場経済課農林係  
所在地 北海道留萌郡小平町字小平町216番地  
電話番号 0164-56-2111  
FAX番号 0164-56-2110

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・アライグマ・カラス・ヒグマ・トド
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	北海道留萌郡小平町

2. 鳥獣による農業に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	水稻	6,821.5 千円 83.72ha
	大豆	91.7 千円 12.36ha
	小麦	54.5 千円 11.55ha
	スイートコーン	56.8 千円 0.14ha
	南瓜	248.2 千円 0.34ha
アライグマ	スイートコーン	132.6 千円 0.33ha
カラス	スイートコーン	3.7 千円 0.09ha
ヒグマ	水稻	被害件数 0 件
トド	かれい刺網	被害件数 73 件 被害漁具数 73 反等 被害金額 1,894 千円

※エゾシカ、カラスの被害については、振興局報告の野生鳥獣被害調査を基に記載。

(2) 被害の傾向

エゾシカ	エゾシカによる被害は、年間を通して発生し、特に水稻を中心に被害が多い。稲刈り時期にあたる9月は、雪解けの4月に次いでエゾシカの活動が盛んになり、作物全体への被害が多発している。
アライグマ	平成21年頃から町内で目撃され、農業被害が発生するなど、生息域が当地域全域に及んでいる。農業者は電牧柵を低く張る・箱ワナによる捕獲などの対策を講じており、農業被害の拡大には及んでいない。
カラス	スイートコーンを中心に農業被害が発生しており、被害数値はほぼ横ばいである。
ヒグマ	山林付近の水田で目撃され、水田の踏み荒らしや過去に養蜂業者が設置している巣箱の被害が報告されている。 また、平成27年度は20件を超える目撃情報が寄せられ、牧草ロールの袋が破られるなどの被害も発生している。

トド	<p>3月から6月にかけて本町沿岸海域に来遊し、カレイ刺網等を中心に漁具被害が増加し、また、漁具被害を避けて操業を見合わせ漁業者も多く、直接・間接的な物を含め莫大な被害額になっている。</p> <p>近年においては、被害件数及び被害額は減少しているが来遊は確認されており、今後も被害が予想される。</p>
----	--

(3) 被害の軽減目標

指標（被害金額）	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
エゾシカ	7,272.7 千円	4,363.6 千円
アライグマ	132.6 千円	79.5 千円
カラス	3.7 千円	2.2 千円
ヒグマ	0 千円	0 千円
トド	1,894 千円	1136 千円

指標（被害面積・件数・反等）	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
エゾシカ	108.11ha	64.86ha
アライグマ	0.33ha	0.19ha
カラス	0.09ha	0.05ha
ヒグマ	0ha	0ha
トド	漁具類 73 件 73 反等	43 件 43 反等

(4) 従来講じてきた被害防止対策

		従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	エゾシカ カラス	地元猟友会に対し、捕獲及びパトロール等の業務を委託し、有害捕獲を実施してきた。	猟友会の協力を得て、シカ及びカラスの駆除を行っているが、猟友会の高齢化に伴って捕獲の担い手育成が急務となっている。
	アライグマ	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第18条第1項の規定に基づく環境省の確認を受け、町内一円を対象区域として捕獲を実施してきた。	生息数及び被害状況等に関する指標把握や、効果的な駆除体制の強化が急務である。また、今後は近隣市町村や留萌管内など広域的な取組が必要である。
	ヒグマ	地元猟友会に委託し、人家近くへの出没に関しては、ハンターの出動、箱わなの設置を行い捕獲に努め	ヒグマの出没が夜間に多いことや非常に敏感な性質であることから、銃器のみでは捕獲しきれ

		てきた。	ないため、箱わなの使用などの捕獲方法が必要である。
	トド	漁協を中心として、沿岸海域において漁師による監視を行い、また、猟師による銃を用いての追い払い、駆除を実施してきた。	今後は、近隣市町村や留萌管内など広域的な取組が必要である。 また、効果的な追い払い等についても検討していく必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	エゾシカ	平成 20 年度より電気柵の設置を行い、現在町内の 9 割の水田に設置。	今後、施設の効率的な維持管理を図るために、維持管理体制を構築する必要がある。

### (5) 今後の取組方針

<p>エゾシカ、カラスについては、これまでも本町では捕獲中心の被害対策を行っており、今後も捕獲による被害対策を行う。また、農業者及び関係機関との情報交換を行い、捕獲頭数の検討を行う。また、エゾシカについては、上記の対策に加え電気柵の未整備箇所等の整備を行い、有害鳥獣を寄せ付けない環境を作り、被害の軽減を図る。</p> <p>アライグマについては、作物被害発生状況及び生息情報の収集に努め、被害が発生した場合、農業者及び関係機関と連携し、箱わな及び銃器によって捕獲を行い被害の軽減を図る。</p> <p>ヒグマについては、捕獲を前提に行うことなく、従来どおり人家近くへの出没に対して追い払いを基本に取組むこととし、繰り返しの出没や人身事故の恐れの高い個体については捕獲する。</p> <p>トドについては、準絶滅危惧種であるが、漁業に与える被害を防ぐため北海道連合海区漁業調査委員会委員の指示により採捕枠内の駆除及び被害防止対策を検討する。</p> <p>また、捕獲等について高齢化により担い手が減少しているため、新規猟銃取得の支援や新たに狩猟免許を取得する者、経験の浅い担い手に対して、OJT研修を実施することにより、担い手の確保を図る。</p>
--

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会留萌支部小平部会 対象鳥獣の出没地域の把握</li> <li>・ るもい農業協同組合 農業被害に係る被害状況の調査・把握</li> <li>・ 新星マリン漁業協同組合 漁業被害に係る被害状況の調査・把握</li> <li>・ 各集落営農集団長 地域の被害状況の把握、鳥獣出没情報の提供</li> </ul> <p>上記機関の協力を得て、有害鳥獣の出没地域及び被害状況を把握し、効率的な捕獲体制の構築を図る。</p> <p>留萌南部森林組合との連携を密にし、情報の交換を行い、猟友会への情報提供を行うことにより、森林内での事故防止を図る。</p> <p>鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を行っていることから、ヒグマ・エゾシカの捕獲に係る安全面の確保・捕獲の確実性を高めるためにも、ライフル銃を使用できる者について</p>
---

は使用を推奨する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	エゾシカ、アライグマ カラス、ヒグマ、トド	銃器による捕獲。箱わな等の捕獲機材の使用による捕獲。 追い払いによる被害軽減。
令和5年度	エゾシカ、アライグマ カラス、ヒグマ、トド	銃器による捕獲。箱わな等の捕獲機材の使用による捕獲。 追い払いによる被害軽減。
令和6年度	エゾシカ、アライグマ カラス、ヒグマ、トド	銃器による捕獲。箱わな等の捕獲機材の使用による捕獲。 追い払いによる被害軽減。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

第12次北海道鳥獣保護管理事業計画を参考にするとともに関係機関と協議を行い、対象鳥獣による被害状況を勘案し捕獲を主体としつつ、適切な個体調整を行いながら、農林業被害の減少を目指す。なお、鳥獣保護区内では原則として捕獲はしないが、出没状況によっては、鳥獣保護区内での捕獲を実施する。

トドについては、追い払いを主体に行い、漁業被害の減少を目指す。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	300	300	300
アライグマ	200	200	200
カラス	50	50	50
ヒグマ	1	1	1
トド	3	3	3

捕獲等の取組内容

エゾシカ カラス	捕獲区域は町内一円とする。銃器を用いて、4月から3月末までを個体数調整期間とする。(狩猟期間除く)
アライグマ	生息数及び被害状況等を把握し、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第18条第1項の規定に基づく環境省の確認を受け、効率的な防除体制を構築し、町内一円を対象区域として箱わなによる捕獲を継続実施していくとともに、銃器による捕獲を実施する。

ヒグマ	追払いを原則とし、繰り返しの出没や人身事故の恐れの高い個体については箱わな等を使用し捕獲する。
トド	原則として銃器での駆除及び追払いを実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>エゾシカ、有害個体のヒグマ等の出没があった場合に、散弾銃ではある一定まで近づかなければならないため、安全面の確保が難しい。また、捕獲の確実性においても、同様の理由からライフル銃が適正と考えられる。</p> <p>捕獲区域は町内一円とし、実施予定時期についてはエゾシカの個体数調整期間と同じ4月から3月末とする。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
小平町内全域	エゾシカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
シカ			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
シカ			

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	エゾシカ	小平町鳥獣被害対策実施隊により生息状況調査を実施する。

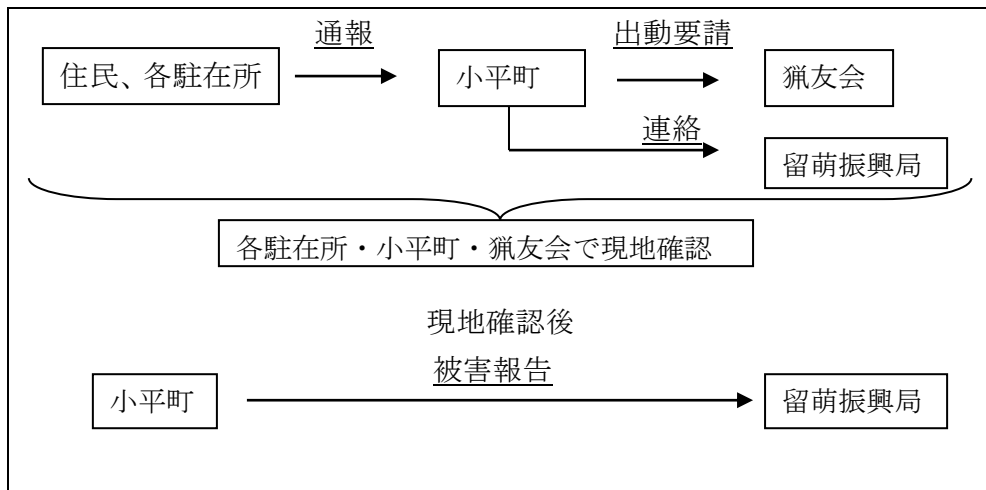
		予算の範囲内で狩猟免許等取得補助を実施する。
令和5年度	エゾシカ	小平町鳥獣被害対策実施隊により生息状況調査を実施する。 予算の範囲内で狩猟免許等取得補助を実施する。
令和6年度	エゾシカ	小平町鳥獣被害対策実施隊により生息状況調査を実施する。 予算の範囲内で狩猟免許等取得補助を実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小平町	<ul style="list-style-type: none"> <li>各関係機関の連絡調整</li> <li>猟友会留萌支部小平部会への有害捕獲要請</li> </ul>
猟友会留萌支部小平部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>小平町からの要請を受けて出動</li> <li>有害個体の捕獲</li> </ul>
小平駐在所、鬼鹿駐在所	<ul style="list-style-type: none"> <li>小平町への情報提供</li> <li>現場の安全の確保</li> </ul>

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>基本的には、有害鳥獣専用焼却施設に運搬し、焼却処理する。ただし、地形的要因等により運搬が困難な場合は捕獲場所において適正に埋設処分するよう指導する。</p> <p>なお、食用として利活用する場合については、各捕獲者が適正に処理するものとする。</p>
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲固体を処理する方法が焼却処分しかないことから、捕獲固体の有効活用を図る必要があるが、捕獲固体の食品としての処理が難しいことから、協議会としての利用については考えていない。利用する場合は、エゾシカ衛生処理マニュアルに則り、処理を行う。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	小平町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役 割
小平町	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
猟友会留萌支部小平部会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
るもい農業協同組合	被害状況の調査・把握。対象地域を巡回し、営農指導・情報提供等連絡調整を行う。
新星マリン漁業協同組合	被害状況の調査・把握及び、被害関連の情報提供を行う。
北海道農業共済組合道央総括センター留萌支所	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
小平町農業委員会	被害状況の把握、被害関連の情報提供を行う。
鳥獣保護員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
各集落営農集団長	地域被害状況の把握及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
留萌警察署	住民の安全対策（市街地に鳥獣出没時の対応等）
北海道留萌振興局環境生活課	鳥獣対策の窓口（ヒグマ等の捕獲許可等）
北海道留萌振興局農務課	鳥獣対策に係る指導・助言
留萌農業改良普及センター南留萌支所	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術



	の情報提供を行う。
北海道留萌振興局水産課	鳥獣対策に係る指導・助言、鳥獣対策の窓口 (トド採捕承認等)
留萌地区水産技術普及指導所留萌南部支所	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術 の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町職員及び猟友会会員（町長が任命したもの）で鳥獣被害対策実施隊を結成し、調査、捕獲、被害防止策の普及啓発等、町内の被害対策についての取り組みを進めて行く。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--